

田辺市周辺衛生施設組合議会定例会会議録

○ 招集 令和5年2月22日(水)  
第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会が、清浄館において招集された。

○ 開会 令和5年2月22日(水) 午前9時55分

○ 閉会 令和5年2月22日(水) 午前10時33分

○ 出席議員の氏名は次のとおりである。(9名)

1番	尾崎	博文	君
2番	安達	克典	君
3番	北田	健治	君
4番	橘	智史	君
5番	安達	幸治	君
6番	加藤	喜則	君
7番	山本	秀平	君
8番	井口	雅裕	君
9番	細川	安弘	君

○ 説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

管理者	真砂	充敏	君
副管理者代理	西本	豊	君
会計管理者	樫畑	淳子	君
事務局長	早田	斉	君
事務局主任	亀田	史和	君
田辺市廃棄物処理課 課長	井濶	伴好	君
みなべ町生活環境課 課長	大野	弘人	君

○ 職務のため議場に参加した者の氏名は次のとおりである。

事務局主査	辻	弘輝	君
-------	---	----	---

令和5年第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会

議 事 日 程

- 1 開会日時 令和5年2月22日（水）午前9時55分
- 2 開会場所 田辺市周辺衛生施設組合 清浄館
- 3 日 程
  - 日程第1 議席の指定
  - 日程第2 会議録署名議員の指名
  - 日程第3 会期の決定
  - 日程第4 1 定選挙第1号  
副議長の選挙
  - 日程第5 1 定議案第1号  
田辺市周辺衛生施設組合職員の再任用に関する条例の廃止について
  - 日程第6 1 定議案第2号  
田辺市周辺衛生施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
  - 日程第7 1 定議案第3号  
田辺市周辺衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
  - 日程第8 1 定議案第4号  
令和4年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）
  - 日程第9 1 定議案第5号  
令和5年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて
  - 日程第10 1 定議案第6号  
令和5年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計予算
  - 日程第11 1 定議案第7号  
監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（北田健治君）

皆さん、おはようございます。定刻の時間より少し早いですが、皆さんお揃いですので始めたいと思います。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数がありますので、ただいまから本日招集の令和5年第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者、真砂充敏君。

管理者（真砂充敏君）

議長、番外、管理者真砂。

本日、令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中をご参集いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、当組合の運営につきまして、各般にわたり多大な御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今議会には新たに、田辺市議会から1名、みなべ町議会から2名の議員が選出されています。心から歓迎の意を表しますとともに、当組合発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて清浄館は、事業開始から今年で29年目を迎えましたが、皆様のご協力により順調に施設運営を続けており、また、生活に欠かすことのできない施設として、地域の方々からご理解をいただいております。

隣接する公園「わらべの里」につきましても、今年度の事業として誰もが遊べる遊具の更新やユニット式多目的トイレ、障害者用駐車場の設置などの整備を進めており、多くの皆様にさらに親しまれる場所となるようより一層努めてまいります。

今後も引き続き、住みよい生活環境を維持していくため、安全で適切な施設の管理運営に努めてまいりますので、皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会におきましては、条例に関するもの3件、予算に関するもの3件、監査委員の選任同意につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。招集にあたってのご挨拶とさせていただきます。

議長（北田健治君）

それでは、お手元に配付の日程により本日の会議を開きます。

この場合、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長、早田斉君。

事務局長（早田斉君）

番外。それでは報告申し上げます。

小谷芳正副管理者は、本日欠席しております、みなべ町西本豊副町長が代理出席しています。

また前回、11月定例会以降閉会中、田辺市選出議員1名に欠員が生じました。また、みなべ町選出議員2名から都合により組合議員を辞職したい旨の届け出がありましたので、これを許可しました。これに伴い3名が欠員となりましたので、組合同約第5条第4項の規定により田辺市議会及びみなべ町議会で補欠選挙が行われ、11月29日付で加藤喜則議員が、12月6日付で井口雅裕議員、それから細川安弘議員が選出されております。

以上でございます。

議長（北田健治君）

議事進行上、このたび新たに田辺市議会及びみなべ町議会より選出されました議員には、ただいま着席の議席を仮議席として指定いたします。

それでは、新たに選出されました議員を、事務局より紹介いたします。

事務局長、早田斉君。

事務局長（早田斉君）

番外。それでは、私の方から御紹介いたします。恐れ入りますが、自席にて自己紹介をお願いいたします。

加藤喜則議員です。

議員（加藤喜則君）

田辺市の加藤喜則です。よろしくをお願いいたします。

事務局長（早田斉君）

井口雅裕議員です。

議員（井口雅裕君）

みなべ町の井口です。よろしくをお願いいたします。

事務局長（早田斉君）

細川安弘議員です。

議員（細川安弘君）

同じくみなべ町の細川安弘です。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局長（早田斉君）

以上でございます。

議長（北田健治君）

それでは、日程に入ります。日程第1「議席の指定」を行います。

今回、新たに田辺市議会及びみなべ町議会より選出されました議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員の名前と議席番号を朗読いたします。

事務局長、早田斉君。

事務局長（早田斉君）

番外。それでは、新たに選出されました議員の議席と氏名を朗読いたします。

6番、加藤喜則君。8番、井口雅裕君。9番、細川安弘君。

以上でございます。

議長（北田健治君）

ただいま、朗読したとおり、議席を指定いたします。

続いて、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第89条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、5番、安達幸治君、6番、加藤喜則君、以上2人の諸君を指名いたします。

次に、日程第3「会期の決定」を上程いたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間と決定いたします。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北田健治君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

続いて、日程第4、1定選挙第1号「副議長の選挙」を行います。本件につきましては、現在、副議長が欠員となっておりますので、行うものであります。

お諮りいたします。副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行います。

これに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選によることに決しました。

それでは更にお諮りいたします。指名の方法につきましては議長において指名することにいたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。それでは指名いたします。副議長には、井口雅裕君を指名いたします。

それではお諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました井口雅裕君を副議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました井口雅裕君が副議長に当選されました。

井口雅裕君に通告いたします。あなたは、選挙の結果、副議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定により本席から告知いたします。

この場合、当選人から発言を求められておりますので、これを許可します。

8番（井口雅裕君）

はい8番。すみません。このたび副議長をさせていただきます井口です。一生懸命頑張らせてもらいますので、何とぞよろしく願います。

議長（北田健治君）

続いて日程第5、1定議案第1号「田辺市周辺衛生施設組合職員の再任用に関する条例の廃止について」から、日程第6、1定議案第2号「田辺市周辺衛生施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、日程第7、1定議案第3号「田辺市周辺衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」まで、以上3件を一括上程いたします。提出者の説明を求めます。

管理者、真砂充敏君。

管理者（真砂充敏君）

議長、番外、管理者真砂。

1定議案第1号 田辺市周辺衛生施設組合職員の再任用に関する条例の廃止及び、1定議案第2号 田辺市周辺衛生施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定並びに、1定議案第3号 田辺市周辺衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

各議案の詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（北田健治君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長、早田斉君。

事務局長（早田斉君）

番外。新型コロナウイルス感染症対策のため座ってご説明させていただきます。それでは、議案第1号について補足説明いたします。議案書の1ページ及び別冊参考資料(2)の1ページをお願いします。

1定議案第1号、田辺市周辺衛生施設組合職員の再任用に関する条例の廃止についてであります。本件につきましては、職員の定年引上げに関する地方公務員法等の一部改正に伴い、再任用制度について田辺市周辺衛生施設組合の定年等に関する条例の規定が適用されることに伴い、本条例を廃止するものであります。

次に議案第2号について補足説明いたします。議案書の3ページをお願いします。

1定議案第2号、田辺市周辺衛生施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、当組合も同法の対象となることから、同法の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

内容につきましては、議案書の4ページ及び別冊参考資料(2)の2ページをお願いします。組合条例第2条の規定により個人情報の保護につきましては、田辺市個人情報の保護に関する法律施行条例の例によるとして、個人情報を適切に取扱い個人の権利利益を保護するものであります。

続いて議案第3号について補足説明いたします。議案書の5ページをお願いします。

1 定議案第 3 号、田辺市周辺衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてであります。本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、田辺市周辺衛生施設組合議会における個人情報の適切な取扱いに関して必要な事項を定めるものです。

内容につきまして、議案書の 6 ページ及び別冊参考資料(2)の 3 ページをお願いします。

組合議会条例第 2 条の規定により個人情報の保護につきましては、田辺市議会の個人情報の保護に関する条例の例によるとして、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するものであります。以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（北田健治君）

説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。

一括して、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北田健治君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は一括して行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北田健治君）

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております 3 件について、順次採決に入ります。

それでは、1 定議案第 1 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北田健治君）

異議なしと認めます。よって 1 定議案第 1 号は、可決いたしました。

続いて、1 定議案第 2 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北田健治君）

異議なしと認めます。よって 1 定議案第 2 号は、可決いたしました。

続いて、1 定議案第 3 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北田健治君）

異議なしと認めます。よって 1 定議案第 3 号は、可決いたしました。

続いて、日程第 8・1 定議案第 4 号「令和 4 年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計補正予算（第 2 号）」を上程いたします。提出者の説明を求めます。

管理者、真砂充敏君。

管理者（真砂充敏君）

議長、番外、管理者真砂。

1 定議案第 4 号令和 4 年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計補正予算第 2 号につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決をお願いするものでありまして、既定予算を歳入歳出それぞれ 1,549 万 8 千円増額し、歳入歳出それぞれ 2 億 8,465 万 4 千円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（北田健治君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長、早田斉君。

事務局長（早田斉君）

番外。座って説明させていただきます。それでは、議案第 4 号について補足説明いたします。議案書の 7 ページをお願いします。

1 定議案第 4 号、令和 4 年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計補正予算(第 2 号)は次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,549 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,465 万 4 千円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは 8 ページをお願いします。歳入歳出の補正内容をご説明いたします。

歳入の繰越金につきましては、既定予算で 1 千円としておりましたが、令和 4 年 11 月定例会で令和 3 年度の繰越額が 1,549 万 9 千円と確定したことから、これを施設整備基金に関する取扱要綱第 2 条の規定により、施設整備基金積立金へ加えるため、1,549 万 8 千円を増額補正するものです。

なお、今回の補正により、令和 4 年度の基金積立金の合計は 5,136 万 9 千円になります。

以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（北田健治君）

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北田健治君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北田健治君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。1 定議案第 4 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長 (北田健治君)

意義なしと認めます。よって1定議案第4号は、可決いたしました。

続いて、日程第9・1定議案第5号「令和5年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて」及び日程第10・1定議案第6号「令和5年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計予算」以上2件を一括上程いたします。提出者の説明を求めます。

管理者、真砂充敏君。

管理者 (真砂充敏君)

議長、番外、管理者真砂。

1定議案第5号令和5年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることにつきましては、予算案に基づき各市町の負担金について、組合規約第11条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

続いて、1定議案第6号令和5年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計予算につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものでありまして、一般会計の歳入歳出予算総額は、それぞれ2億8,047万7千円であります。

各議案の詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 (北田健治君)

続いて、補足説明を求めます。

事務局、亀田史和君。

事務局 (亀田史和君)

番外。それでは座って説明させていただきます。

それではまず、議案第5号について補足説明いたします。議案書の10ページをお願いします。

1定議案第5号令和5年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を次のとおり定めたいので、組合規約第11条第2項の規定により議会の議決を求める。

それでは下記の各負担金についてご説明いたしますので、別冊参考資料をお願いします。

始めに、負担金の算定の基礎となります収集量の比率は、令和3年度の実績に基づくものでありまして、田辺市が86.97%、みなべ町が13.03%であります。

次に組合運営費負担金につきましては、歳出予算の議会費、総務費及び予備費に充当するものでありまして、負担金額3,019万9,000円に対して、均等割が30%、収集量割が70%としており、田辺市が2,291万4,699円、みなべ町が728万4,301円であります。

次に施設整備基金負担金につきましては、将来の施設更新に向けた基金の積立金でありまして、事業予定総額40億円に対する一般財源6億7,391万4,000円を、令和2年度から12年間で積み立てる計画としており、令和5年度は4年目となります。

今年度、当初予算で4,066万1,000円を計上し、さらに、令和4年度の一般会計歳入歳

出決算認定後に、この繰越金を予算補正することで、基金基準額の5,616万円を積み立てる予定であります。

負担金額4,066万1,000円に対して均等割が5%、収集量割が95%としており、田辺市3,461万1,253円、みなべ町604万9,747円であります。

次に、し尿処理費負担金につきましては、歳出予算のし尿処理費に充当するものでありまして、経費見込額2億936万円に対しすべて収集量割としており、田辺市が1億8,208万392円、みなべ町が2,727万9,608円であります。

負担金の合計額につきましては、2億8,022万円であります。

なお、前年度と比較して2,859万7,000円の増加となっておりますが、この増加の内容につきましては、次の議案第6号の補足説明の中で、主なものをご説明いたします。

それでは、引き続き議案第6号の補足説明をいたします。

議案書の11ページをお願いします。

1 定議案第6号令和5年度田辺市周辺衛生施設組一般会計予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,047万7千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

続いて、12ページから15ページの歳入ですが、議案第5号で説明いたしましたので、割愛させていただきます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、16ページをお願いします。

議会費18万8千円につきましては、議員報酬の他、議会運営に関する経費です。

続いて、総務費6,992万9千円につきましては、管理棟や公園の維持管理経費及び事務局職員3名分の人件費並びに施設整備基金積立金に関する経費が主なもので、前年度より714万円減少しています。

主な内訳をご説明いたします。給料1,215万1千円及び職員手当等588万1千円につきましては、事務局職員3名分の給料及び手当です。

17ページをお願いします。旅費25万7千円のうち、普通旅費23万7千円につきましては、し尿処理施設等の技術管理者講習への参加や県外にある先進地のし尿処理施設へ視察を行うものです。

需用費242万9千円のうち、施設修繕料150万円につきましては、経年により凹凸のある公園内歩道の舗装を修繕するものであり、公園利用者の安心安全を図るために行うものです。

18ページをお願いします。積立金4,091万6千円につきましては、将来の施設更新に向けた施設整備基金積立金で、基金積立額4,066万1千円と基金積立に係る利子見込額25万5千円の合計額です。

19ページをお願いします。衛生費2億936万円につきましては、し尿処理に要する経費で、前年度より3,581万3千円増加しています。

主な内訳をご説明いたします。需用費1億4,613万円のうち、消耗品費630万円につき

ましては、日々の水質管理や施設運転管理に関する経費で、生物処理に必要なろ過膜 100 枚分の購入費、及び水質検査や処理機器の消耗品費が主なものです。

光熱水費 3,230 万円につきましては、施設運転の電気代と水道代です。なお、電気につきましては、平成 29 年 9 月から省エネ運転に取り組んでおり、取組開始前と比較して使用する量を 20%以上削減できておりますが、全国的な原油価格等の高騰に伴う燃料費調整単価の上昇等により使用料金が増加傾向にあることから、前年度より 800 万円増額しています。

薬剤費 2,130 万円につきましては、し尿処理に要する薬品類の購入に関する経費です。

施設修繕料 7,200 万円につきましては、主に施設の定期修繕に要する経費です。対象とする設備機器につきましては、長期整備計画に基づくとともに、設備機器の状態を確認して選定しています。なお今回、施設全体の運転情報を処理・記録する装置であるデータロガーの更新や部材費等の上昇により、前年度より 2,200 万円増額しています。

施設燃料費 1,400 万円につきましては、脱水汚泥等の焼却に必要な A 重油の購入経費で、年間の使用量は約 140kℓ を見込んでいます。

役務費 116 万 8 千円につきましては、各種の法定検査手数料が主なものです。

委託料 6,206 万 2 千円につきましては、主にし尿処理に要する各種業務を、一般廃棄物処理等の専門業者に委託するものです。主な業務をご説明いたします。

貯留槽等清掃業務委託料 460 万 4 千円につきましては、貯留槽内に堆積するし尿汚泥に混入している砂・砂利等を除去することでポンプ等の設備機器が故障するのを防ぐため年 3 回行うもので、清掃・運搬・処理を含めた経費です。

次に施設運転管理業務委託料 5,011 万 7 千円につきましては、し尿処理施設の運転管理を委託する経費です。業務内容はし尿等の受入対応、水処理や焼却処理の運転操作・設備機器の監視や保守点検・水質試験・公園管理等の多岐にわたる業務です。

焼却灰等運搬処理業務委託料 74 万 8 千円につきましては、脱水汚泥等を焼却した灰を最終処分場へ運搬するための経費です。

次の長寿命化計画改訂委託料 500 万円につきましては、平成 28 年度に長寿命化総合計画を策定してから 5 年以上が経過することから、総合計画のうち、施設の性能を長期に維持していくための施設保全計画の見直し等を委託する経費です。

20 ページをお願いします。予備費につきましては、100 万円を計上しております。

21 ページから 24 ページには、給与費明細書を記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきますので、ご了承ください。

以上でございます。よろしく御審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（北田健治君）

事務局の説明が終了いたしました。

これより、質疑に入ります。一括して質疑はありませんか。

5 番、安達幸治君。

5 番（安達幸治君）

これは今後大幅な値上げ等があった場合の、最大限の大体上のところの予算ですか。

議長（北田健治君）

5番、安達幸治君の質疑に対する答弁を求めます。

事務局長、早田斉君。

事務局長（早田斉君）

番外。し尿処理費の燃料費とかそういうことだと思っておりますけれども、現時点において、燃料費であるとか薬品代であるとか、定期修繕の部材であるとかそういうものについては、昨年度の予算編成それから最終決定の段階では一番直近に近い状況で予算組みをしております。ただ光熱水費とかそういうものについては、新年度においても変動していく可能性もありますので、それにつきましては、随時状況を見ながらとなりますが、だいたいこれぐらいの金額でほぼ対応できるのではというところで当初予算を組まさせていただいております。

5番（安達幸治君）

ありがとうございます。

議長（北田健治君）

他に質疑はありませんか。

6番、加藤喜則君。

6番（加藤喜則君）

先ほどの当初予算の17ページの旅費についてちょっとお伺いしたいのですが、普通旅費の説明の中に先進地の処理場の視察ということでございましたが、これはどのようなポイントで視察されるのか今年度の予定を聞かせていただくということでございます。

議長（北田健治君）

6番、加藤喜則君の質疑に対する答弁を求めます。

事務局、亀田史和君。

事務局（亀田史和君）

番外。令和5年度の視察のことですが、予定している所につきましては清浄館と同じような類似施設でありまして、そこにつきましては、ASBシステムいわゆる土壌の微生物を利用して汚泥発生量を低減させるシステムを組み込んでいる施設となっております。そこにつきましては、清浄館が将来的に基幹的改良とか汚泥の施設外焼却とかいろいろと考える場合の参考にしたいということで視察を考えています。以上になります。

議長（北田健治君）

6番、加藤喜則君。

6番（加藤喜則君）

今の説明ですと、令和17年度に更新を迎えるということで施設を改良されるとかちょっと負担金の話の中であつたと思うんですけれども、それを見越しての先進地の視察になるということでしょうか。

議長（北田健治君）

事務局長、早田斉君。

事務局長（早田斉君）

現時点では、平成 28 年度に長寿命化計画を策定させていただいてできるだけ当施設を長く使うということの方針を示しております。そうした中で今後については、今回予算を上げさせていただいている長寿命化総合計画の改定委託料の中で、5 年以上経過していますので、少し検証していきたいなと思っています。今後についても計画の中でいろいろと審査していくものでありまして、現段階では施設改良ありきであるとか施設更新であるとかそういうことはないのですが、ただ長寿命化計画策定と同時に、令和 2 年度からそういうことが将来起きるであろうということで基金を積んでおりますが、施設改良ありきで進めているわけではありません。それと今の担当からの説明の中の施設の視察ですが、これも改修ありきで見に行くわけではなくて、いろいろな汚泥を減らす方法であるとか処理行程でどのようなことを先進地でやっているのかそういったことを、我々は今後施設を運転していく中で生かせることがあればということで一般的に先進施設を見学していくような考えであります。

6 番（加藤喜則君）

分かりました。

議長（北田健治君）

その他質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北田健治君）

それでは質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論は一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北田健治君）

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております 2 件について順次採決に入ります。

それでは、1 定議案第 5 号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北田健治君）

異議なしと認めます。

よって、1 定議案第 5 号は可決いたしました。

続いて、1 定議案第 6 号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北田健治君）

異議なしと認めます。よって 1 定議案第 6 号は、可決いたしました。

続いて、日程第 11、1 定議案第 7 号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を上程いたします。

事務局から資料を配付いたしますのでしばらくお待ちください。

(事務局資料配布)

提出者の説明を求めます。

管理者、真砂充敏君。

管理者（真砂充敏君）

議長、番外、管理者真砂。

ただいま上程されました議案は、組合議員のうちから選任いただいております監査委員の出口晴夫議員が組合議員を辞職されたことに伴い、細川安弘議員を同委員として選任いたしたく、地方自治法第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定に基づき同意をお願いするものであります。

住所、氏名、生年月日であります。みなべ町筋 174 番地、細川安弘、昭和 34 年 11 月 29 日生まれ、63 歳でございます。

以上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（北田健治君）

提出者の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長（北田健治君）

質疑なしと認めます。

この場合、本件につきましては、直ちに採決に入ります。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北田健治君）

異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 7 号は、これに同意することに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北田健治君）

異議なしと認めます。

よって、1 定議案第 7 号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、これに同意することに決しました。

ただいま、同意されました細川安弘君から、挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

9 番細川安弘君。

9 番（細川安弘君）

9 番細川。管理者から本組合の監査委員としてご指名をいただき、ただいま、議員の皆様から御同意を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

今後は監査業務を厳正に執行してまいりたいと思っておりますので、皆様のご指導、ご鞭撻の

ほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北田健治君）

以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて議了いたしました。  
他に、発言、その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北田健治君）

それではこれもちまして、本日招集の令和5年第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。おつかれさまでした。

（午前10時33分）